

揺れを感知し、電気を遮断する

# 感震

かんしん

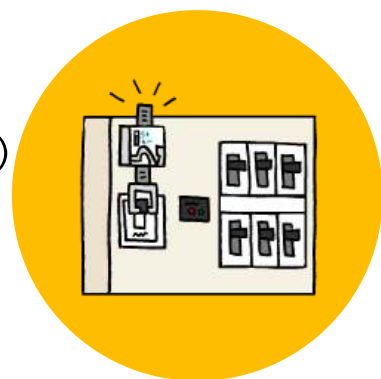
## ブレーカーを 無料で設置できます

感震ブレーカーの設置は、地震等により停電が起きた後、  
電気の復旧時に発生する通電火災の防止に有効とされています。

### 対象世帯（1世帯につき1回限り、簡易タイプを無料で設置）

住民税非課税か住民税課税所得額80万円以下で、  
次の①から③のいずれかに該当する世帯

- ① 世帯全員が65歳以上の世帯(ひとり暮らし世帯を含む)
- ② 身体障害者手帳1～4級の方、愛の手帳1～3度、  
精神障害者保健福祉手帳を交付された方がいる世帯
- ③ 介護保険の要介護3～5の方がいる世帯



お問い合わせはこちら

# 03-5744-1235

〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 大田区役所防災危機管理課

大田区 感震ブレーカーの支給

検索

詳細はチラシ裏面または  
大田区ホームページへ



## 申請方法

### 郵送申請・窓口申請の場合

申請書に必要事項を記入の上、所定の郵便料金の切手を貼った封筒に入れて当課宛てに郵送してください。

申請書は窓口にご持参いただいても受け付けできます。

### 電子申請の場合

右の申請用フォームにアクセスし、必要事項を入力の上、申請してください。

※申請は年間を通じて受け付けています。

※借家・アパートの場合、家主の承諾書の添付が必要です。

※申請者本人が申請できない場合は代理者が申請してください。

※電子申請に際し、大田区避難行動要支援者名簿 登録申請書兼情報提供同意書(提出任意)をご提出される場合は、原本をご郵送ください(電子データでの提出はできません)。

※申請書は防災危機管理課、特別出張所や地域福祉課、地域健康課、地域包括支援センター、障がい者サポートセンターにて配布しているほか、大田区ホームページでもダウンロードできます。

令和8年度

感震ブレーカー  
無料支給取付  
申請用フォーム

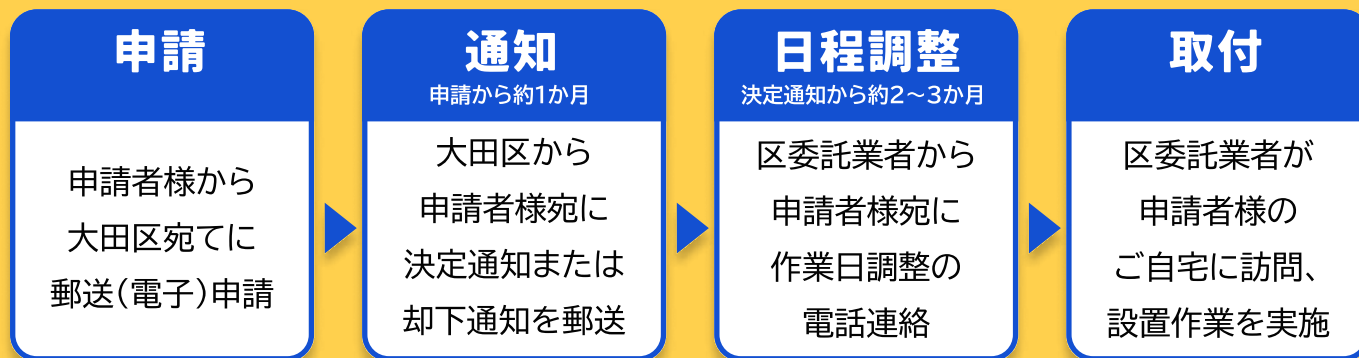


<https://logoform.jp/f/ogfnj>



## 設置までのイメージ

申請後、概ね3か月で設置します。



## 留意事項

簡易タイプの「感震ブレーカーアダプターヤモリ」を設置します。器具や設置等の費用は区が負担します。なお、分電盤の規格等により、器具設置ができない場合もありますので、ご了承ください。

令和8年6月より設置補助事業の申請受付を開始します。詳細は、大田区のホームページにて順次お知らせいたしますので、そちらをご確認ください。(令和8年4月1日以降に購入・設置した器具が補助の対象となります。)